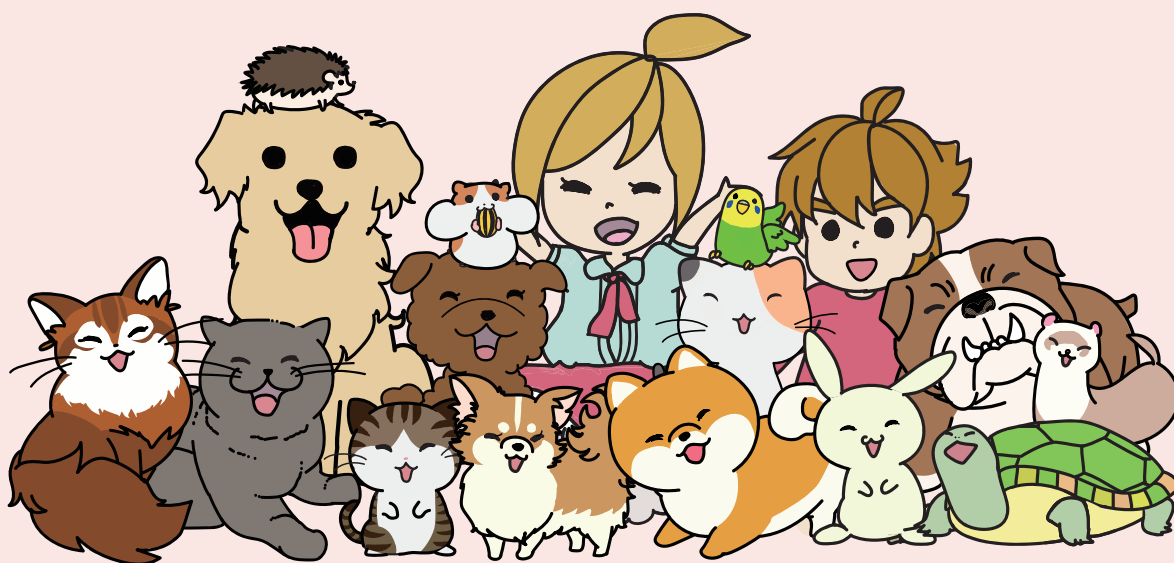


かけがえのない家族のために

ペット保険は

プリズムコール®



プリズムコール® 4つの安心！

- 🐾 保障割合 100%
- 🐾 各プランの保険料は
年齢が上がっても変わりません！
- 🐾 終身更新可能！
(犬・猫の場合)
- 🐾 小動物・鳥類・爬虫類
もご加入いただけます！

※詳しくは、パンフレット及び重要事項説明書をご確認ください。

かけがえのない家族のために・・・



ペットは人間より4倍から7倍のスピードで成長していると言われています。その分急激な体の変化があり病院へ行くのが1日でも遅くなると、症状がかなり悪化してしまうこともあります。

またペットには人間と違って公的な健康保険制度がありません。

病気やケガの治療費は、飼い主様の全額自己負担となってしまいます。

「ペットは言葉で伝えることが出来ません」

ペットの何気ない変化を見逃さず、動物病院へ足を運んでいただき、ケガや病気の早期発見・早期治療にお役立てください。



プリズムコール® 4つの安心

1

保障割合100%

各プランの保障限度額まで
治療費の実費をお支払いします。
※保障限度日数(回数)があります。

2

各プランの保険料は 年齢が上がっても変わりません

※社会環境の変化等に応じ、収支状況を検証した結果、
当社の定めにより、保険契約の更新時に保険料の
増額または保険金額の減額をする場合があります。

3

終身更新することが可能です(犬・猫の場合)

各新規加入可能年齢までにご加入頂き、
シニア更新年齢になった場合はシニア専用更新プラン
での更新(終身更新可能)となります。(P3・P4をご確認下さい)
※満期日の1ヶ月前までに特段の意思表示(「更新の中止」や「契約内容の変更」等)が
なされない場合、更新する旨の意志表示をなされたものとして更新手続きをいたします。

4

小動物・鳥類・爬虫類もご加入いただけます

※新規・更新可能年齢は共通です。(P4をご確認下さい)

例えば

下痢(胃腸炎)で3日間通院した場合

1日目	2日目	3日目
治療費合計 6,500円	治療費合計 4,500円	治療費合計 3,500円
自己負担		
保障限度額 日額5千円		
通院保険金 5,000円	通院保険金 4,500円	通院保険金 3,500円
通院保険金 5,000円	通院保険金 4,500円	通院保険金 3,500円
自己負担金額 1,500円	自己負担金額 0円	自己負担金額 0円

プレミアムオレンジプランⅡ(犬・猫)の場合

・通院治療費合計	14,500円
・お支払いする通院保険金	13,000円
・自己負担	1,500円

※当社調べ



スピーディーに保障を開始します

保障開始日(責任開始日)

保険契約申込書・告知書・保険料お支払いに関する書類・体毛など、内容が完備した保険の申込みに必要な書類すべてが
弊社に届いた日から16日目の午前0時に弊社の保険責任が開始します。

(例)

15日間

病気もケガも16日目から保険責任(保障)が開始します。

4月10日:書類一式受付日

4月25日:保障開始日

※ 新規のご契約の場合、ガンは保障開始日から45日間の待機期間がございます。ガンに起因する各種保険金は46日目から保障を開始します。

*こんな場合に保険金をお支払いします

- 日常かかりやすい病気（下痢・嘔吐・皮膚病・外耳炎など）
- 不慮の事故によるケガ（骨折・外傷など）
- 誤飲・誤食など

CASE
1

3歳

品種

ミニチュアダックスフンド

【症状】アレルギー性皮膚炎/10日間通院

かかった治療費用 36,720円

保険金支払額 34,160円

自己負担額 2,560円

CASE
2

6歳

品種

猫

【症状】尿石症・膀胱炎/9日間通院

かかった治療費用 37,152円

保険金支払額 37,152円

自己負担額 0円

※ケース1・ケース2はプレミアムオレンジプランⅡでのお支払い事例です。

保障内容	治療費	保険金支払額	自己負担額	負担内容
1日目 通院保険金 (日額5,000円まで)	5,400	5,000	400	保障限度額超過分
2日目 同上	4,860	4,860	0	
3日目 同上	4,320	2,160	2,160	薬用シャンプー処方料
4日目 同上	2,160	2,160	0	
5日目 同上	3,240	3,240	0	
6日目 同上	3,240	3,240	0	
7日目 同上	3,240	3,240	0	
8日目 同上	4,860	4,860	0	
9日目 同上	3,240	3,240	0	
10日目 同上	2,160	2,160	0	
合計	36,720	34,160	2,560	

保障内容	治療費	保険金支払額	自己負担額
1日目 通院保険金 (日額5,000円まで)	4,968	4,968	0
2日目 同上	4,968	4,968	0
3日目 同上	4,320	4,320	0
4日目 同上	4,320	4,320	0
5日目 同上	4,320	4,320	0
6日目 同上	4,320	4,320	0
7日目 同上	3,888	3,888	0
8日目 同上	3,888	3,888	0
9日目 同上	2,160	2,160	0
合計	37,152	37,152	0

かかりやすい病気（当社お支払い事例）

犬の場合	1歳～2歳	3歳～4歳	5歳～8歳
	膀胱炎、尿石症、関節炎、打撲、捻挫、靱帯損傷等 気管支炎、結膜炎、下痢、嘔吐、胃腸炎 皮膚炎、脱毛等、外耳炎	下痢、嘔吐、胃腸炎、皮膚炎、脱毛 膀胱炎、尿石症等、結膜炎、気管支炎	椎間板ヘルニア、脊椎症、心臓弁膜症、皮膚炎 脱毛等、悪性腫瘍、脂肪腫、膀胱炎、尿石症 前立腺肥大、白内障、結膜炎
猫の場合	1歳～2歳	3歳～4歳	5歳～8歳
	下痢、嘔吐、胃腸炎等 膀胱炎、尿路結石等 皮膚炎、脱毛等	下痢、嘔吐、胃腸炎等 皮膚炎、脱毛 膀胱炎、尿路結石等	膀胱炎、尿路結石、腎不全、結膜炎等 下痢、嘔吐、胃腸炎等 皮膚炎、脱毛等

*保険金のお支払できない主な場合 ※詳細は必ず重要事項説明書（P5～P8）をご確認ください。

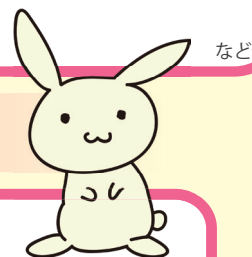
- 責任開始日（保障開始日）より前に被った障害
- 保険契約者、被保険者の故意・重過失
- 狂犬病や狂犬病に起因する場合
- 責任開始日から遡り過去13ヶ月以内に予防接種ワクチンの接種を受けていないことにより、障害が発生した場合（犬・猫・フェレットの場合）
- 先天性の障害またはこれらに起因する場合
- 先天性・後天性にかかわらず次に記載する障害
鼠径ヘルニア・膝蓋骨脱臼・股関節形成不全症・レッグペルテス、てんかん
停留睾丸・チェリーアイ・気管虚脱・猫免疫不全ウイルス感染症
- フィラリア感染症および、フィラリア感染症に起因する場合
- 妊娠・出産・早産・流産・帝王切開の症例処置または予防措置費用（避妊・去勢など）
- 歯削（歯切）および歯石除去並びに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の歯に係る一切の歯科医療措置
- ノミ・ダニの予防措置費用
- 健康体に施す予防措置費用
- フード（療法食・健康食品・サプリメントを含む）の購入費用
- シャンプー・トリミング用品等の購入費
- 東洋医学（漢方・鍼灸等）、代替医療

*お申込みいただくご契約時の条件

※健康体であることが条件となります（完治されて6ヶ月程様子を見て頂き、お申込みください）

お申込日より過去1年以内にご通院歴がある場合、「そのケガ・病気はお支払の対象外」とする条件（特定疾病不担保特則）をつけてお引受することがあります。
なお、以下の病気に罹患している疑いがある場合には、契約のお引受自体いたしかねますのであらかじめご了承ください。また以下の病気以外でもケガ・病気等の履歴によりお引受ができない場合もあります。

- ①悪性腫瘍②てんかん③水頭症④小脳障害⑤前庭疾患⑥免疫介在性溶血性貧血⑦僧房弁閉鎖不全（心臓弁膜症）⑧心雑音⑨心肥大⑩動脈管開存症⑪変形性脊椎症
⑫リュウマチ性関節炎⑬靱帯断裂⑭ヘモバルトネラ症⑮パペシア症⑯猫エイズウイルス感染症⑰猫白血病ウイルス感染症⑱アレルギー病⑲肝不全⑳慢性肝炎
㉑脾炎㉒脾外分泌不全㉓巨大食道症㉔巨大結腸症㉕門脈体循環シャント㉖インスリノーマ㉗気管虚脱㉘肺水腫㉙肺気腫㉚気胸㉛軟口蓋過長㉜慢性腎不全㉝慢性腎炎
㉞糖尿病㉟尿管症㊱クッシング症候群（副腎皮質機能亢進症）㊲アジソン病（副腎皮質機能低下症）㊳甲状腺機能低下症 など



など

1 保障内容	グリーンプランⅡ	プレミアムオレンジプランⅡ	ホワイトプランⅡ
入院保険金	日額 12,000円まで 年間 60日まで	日額 10,000円まで 年間 30日まで	日額 15,000円まで 年間 30日まで
通院保険金	日額 6,000円まで 年間 60日まで	日額 5,000円まで 年間 60日まで	保障されません
手術保険金	1回 90,000円まで	1回 60,000円まで	1回 150,000円まで
ガン手術保険金	1回 150,000円まで 手術・ガン手術通算して年2回	1回 90,000円まで 手術・ガン手術通算して年2回	1回 200,000円まで 手術・ガン手術通算して年2回
葬祭保険金	30,000円まで	30,000円まで	30,000円まで
高度後遺障害保険金	50,000円まで	50,000円まで	50,000円まで
診断書費用保険金	年間 10,000円まで	年間 10,000円まで	年間 10,000円まで
最高保障限度額	147万円	87万円	94万円

シニア専用更新プラン年齢
※更新可能な年齢は、下部を
ご確認ください

2 保険料(円)	月払い	年払い	月払い	年払い	月払い	年払い
小型犬	3,640	40,020	3,150	34,730	1,980	21,810
中型犬	4,610	50,750	4,040	44,490	2,470	27,220
大型犬	6,950	76,470	5,800	63,860	3,820	42,020
猫	2,950	32,520	2,570	28,240	1,620	17,880

※年払いは、月払い契約に比べて約1か月分お得になっております。(1年分の保険料を比較した場合)

ご注意 このパンフレットで「日額」とは、入院・通院とも1日あたりの支払限度額を示しています。また、「年間」表示があるものは、入院・通院とも保険期間中(1年間)の支払い限度日数を示しています。

ペット分類表 / 新規加入可能年齢・シニアプラン更新年齢

※分類表に記載されていない犬種につきましては、お気軽にプリズムコールまでお問合せください。

小型犬

・イタリアングレイハウンド・ウェストハイランドホワイトテリア・キャバリア・ケアンテリア・シーズー
・シェットランドシープドッグ・ジャックラッセルテリア・スコティッシュテリア・チャイニーズクレステッド・チワワ・狎(ちん)
・トイプードル・日本スピッツ・パグ・パピヨン・ビションフリーゼ・フレンチブルドッグ・ペキニーズ・ボストンテリア
・ボメラニアン・マルチーズ・ミニチュアシュナウザー・ミニチュアダックスフンド・ミニチュアピンシャー・ヨークシャテリア ほか

中型犬

・アメリカンコッカースパニエル・ウェルシュコーギー・ウィペット・甲斐犬・サルキー・柴犬・スタンダードダックスフンド
・スタンダードプードル・バセットハウンド・ビーグル・ブルテリア・ブルドッグ・ホイペット・ボーダーコリー・北海道犬
・ミニチュアプードル・ミニチュアブルテリア ほか

大型犬

・アイリッシュセッター・秋田犬・アフガンハウンド・アラスカンマラミュート・イングリッシュセッター
・イングリッシュボインター・エアデール・紀州犬・グレイハウンド・グレートデン・グレートピレニーズ・コリー
・ゴールデンレトリバー・サモエド・シベリアンハスキー・ジャーマンシェパード・セントバーナード・ダルメシアン
・チャウチャウ・ニューファンドランド・バーニーズマウンテンドッグ・フラットコーテッドレトリバー・ボクサー・ボルゾイ
・ラフコリー・ラブラドルレトリバー ほか

※「豆柴」「MIX(雑種)犬」の場合申込時点・更新時点での体重によって分類を決めさせていただきます。
・体重 6kg 未満 ⇒ 小型犬 ・体重 18kg 未満 ⇒ 中型犬 ・体重 18kg 以上 ⇒ 大型犬

※ 猫につきましては分類はございません ※

新規加入可能年齢

健康診断が必要な年齢※1

シニア専用更新プラン年齢※3

小型犬

生後 60 日以上 満 9 歳未満

満 8 歳以上※2

満 15 歳以上※3

中型犬

生後 60 日以上 満 9 歳未満

満 8 歳以上※2

満 15 歳以上※3

大型犬

生後 60 日以上 満 9 歳未満

満 8 歳以上※2

満 12 歳以上※3

猫

生後 60 日以上 満 9 歳未満

満 8 歳以上※2

満 13 歳以上※3

※1 告知書の内容によっては、年齢にかかわらず健康診断をお願いする場合がございます。

※2 弊社所定の健康診断(お申込日(内容が完備した書類を代理店または弊社が受理した日)から起算して1ヶ月以内の身体検査・血液検査・既往歴獣医師様の所見)を受けていただいたうえでご契約の可否を決定させていただきます。

※3 シニア専用更新プラン年齢の年齢表記は責任開始日の年齢となります。

3 ご注意

- 告知書の記載内容や健康診断書の結果により、ご契約をお引受できない場合や条件付きでご引受する場合があります。
- 健康診断書は、お申込日(内容が完備した書類を代理店または弊社が受理した日)から1ヶ月以内のものが必要となります。



犬・猫 シニア専用更新プラン

保障内容			プラチナプランⅡ		シルバープランⅡ	
入院保険金			日額 12,000円まで 年間 60日まで		日額 10,000円まで 年間 20日まで	
通院保険金			日額 6,000円まで 年間 60日まで		日額 5,000円まで 年間 20日まで	
手術保険金			1回 90,000円まで		1回 30,000円まで	
ガン手術保険金			1回 150,000円まで 手術・ガン通算して年2回		1回 60,000円まで 手術・ガン通算して年2回	
葬祭保険金			30,000円まで		保障されません	
高度後遺障害保険金			50,000円まで			
診断書費用保険金			年間 10,000円まで		年間 10,000円まで	
最高保障限度額			147万円		43万円	
保険料(円)			月払い	年払い	月払い	年払い
小	型	犬	6,080	66,950	4,550	50,110
中	型	犬	7,710	84,880	5,840	64,310
大	型	犬	11,620	127,920	8,160	89,820
		猫	4,940	54,380	3,690	40,580

※新規加入可能年齢までにご加入いただき、更新の際、シニアプラン更新年齢になった場合は、シニア専用更新プランでの更新(終身更新可能)となります。
シニアプラン更新年齢はP3の「ペット分類表/新規加入可能年齢・シニアプラン更新年齢」をご覧ください。

各種割引



多頭割引(犬・猫プランのみ)

すべてのご契約の契約者情報、保険料決済方法および払込方法を同一にさせていただきます。(保険料決済のための振替口座またはクレジットカードも同一にさせていただきます。)

2~3頭 ➡ 5%引き 4頭以上 ➡ 8%引き



福祉割引 ➡ 5%引き(全プラン対象)

被保険者または被保険者ご自身と生計を同一にするご親族に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる場合対象となります。福祉割引をご希望の際は、上記手帳のコピーを障害名、障害等級、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の箇所を黒塗りし、申込書に添付してください。



インターネット契約割引 ➡ 3%引き(犬・猫プランのみ)

当社ホームページから、インターネットでお申込みいただいた場合、初年度契約にインターネット契約割引3%が適用されます。詳細は当社ホームページ「<http://www.animalclub.co.jp/>」をご覧ください。
※多頭割引・福祉割引との併用はできません。
インターネット契約につきましては、保険料のお支払いはクレジットカード払いのみとなります。

うさぎ等小動物プラン

保障内容	グリーンプランⅡ	オレンジプランⅡ	ホワイトプランⅡ
入院保険金	日額 10,000円まで 年間 60日まで	日額 8,000円まで 年間 30日まで	日額10,000円 まで 年間 30日まで
通院保険金	日額5,000円 まで 年間 60日まで	日額 4,000円 まで 年間 30日まで	保障されません
手術保険金	1回90,000円 まで 年2回	1回60,000円 まで 年2回	1回150,000円 まで 年2回
診断書費用保険金	年間10,000円 まで	年間 10,000円 まで	年間10,000円 まで
最高保障限度額	109万円	49万円	61万円
保険料(円)	月払い 年払い	月払い 年払い	月払い 年払い
小 動 物	4,230 46,560	3,670 40,400	1,910 21,080

小動物	(満11歳未満)うさぎ (満5歳未満)フェレット/チンチラ (満4歳未満)ハリネズミ/リス/モモンガ (満3歳未満)モルモット (満2歳未満)ハムスター
鳥類・爬虫類	(満20歳未満)オウム/ヨウム (満9歳未満)バンショウ/サイショウ/カナリア/インコ (満5歳未満)ジュシマツ (満15歳未満)カメ (満10歳未満)イグアナ

生後30日から上記の年齢までにご加入いただけます。※新規・更新可能年齢は共通です。

鳥類・爬虫類プラン

保障内容		グリーンプランⅡ		ホワイトプランⅡ	
入院保険金		日額 5,000円まで 年間 30日まで		日額10,000円 まで 年間 30日まで	
通院保険金		日額 5,000円 まで 年間 60日まで		保障されません	
手術保険金		1回 30,000円まで 年2回		1回120,000円まで 年2回	
診断書費用保険金		年間 10,000円まで		年間10,000円 まで	
最高保障限度額		52万円		55万円	
保険料(円)		月払い	年払い	月払い	年払い
鳥 類		2,300	25,310	1,760	19,400
爬 虫 類		2,550	28,020	1,450	15,990

* 保 障 内 容 *

入院保険金	ペットが入院した際の入院日1日ごとの治療実費を、保障限度日額を限度としてお支払いします。
通院保険金	ペットが通院した際の通院日1日ごとの治療実費を、保障限度日額を限度としてお支払いします。
手術保険金	手術を受けた当日の手術にかかわる実費を、手術保険金額を限度にお支払いします。 ※手術保険金の支払回数は年2回です。又、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して年2回が支払限度となります。
ガン手術保険金	ガンの手術を受けた当日の手術にかかわる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いします。※ガン手術保険金の支払回数は手術保険金と通算して年2回が限度となります。
葬祭保険金	火葬、埋葬、供養の為に仏具購入費などの実費を、保険金額を限度にお支払します。
高度後遺障害保険金	障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨(前足)または中足骨(後足)より心臓に近い部分から欠損し、ペット用車椅子などの移動用補助器具を購入した場合、その購入実費を保険金額を限度にお支払いします。
診断書費用保険金	被保険者が上記の保険金のいずれかを請求するに当たり、提出された診断書の作成費用を保険金額を限度にお支払いします。 ※お支払する保険金は保険期間を通算して保険金額が限度となります。

※ご契約いただくプランによりましては、上記の保険金の一部が保障対象外となりますので、かならずプラン表でご確認ください。
※上記は保障のあらましです。保障内容の詳細は重要事項説明書で必ずご確認ください。

付帯される特約について

保険証券および更新証不発行特約は、ご契約の際に保険証券および更新証の発行をしないことについて合意を得た場合は、保険証券および更新証の発行が省略されます。ただし、ご契約様から保険証券および更新証の発行のお申し出があった場合は発行いたします。

重要事項説明書

- この書面は、ペット保険「プリズムコール®」に関する重要な事項を説明しております。ご契約前に必ず「契約概要」「注意喚起情報」をお読みになり、内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ペット保険普通保険約款・特約」をご参照ください。
- ご不明な点につきましては、代理店または弊社プリズムコール®までお問い合わせください。
- 契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

契約概要

(保険商品の内容をご理解いただくためのご説明です)

- この「契約概要」は、ペット保険「プリズムコール®」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

【ご契約の前にご確認くださいこと】

1. ペット保険の仕組み

この保険は、保険の対象であるペット（専ら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物等）が、日本国内で保険期間中に障害(病気やケガ)を被り、その結果、被保険者が国内の動物病院で治療費等の費用をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで補償するものです。

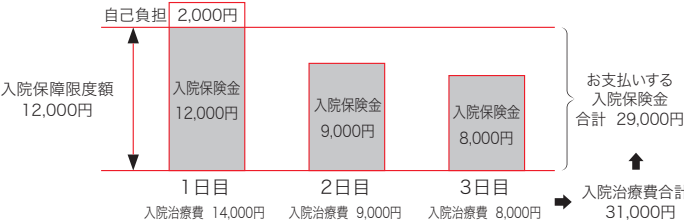
2. お支払いする保険金の内容（保障内容）について

ご契約いただくプランによりましては、下表の保険金の一部が保障対象外となりますので、かならずパンフレットでご確認ください。

(1)入院保険金	ペットが入院した際の1日ごとの入院治療実費について、入院保障限度日額を限度として入院した期間お支払いします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期間中通算で入院保障限度日数が限度となります。 ※1泊2日以上入院が対象となり、入院の初日分からお支払いします。（いわゆる「日帰り入院」「半日入院」は、通院保険金で保障いたします。） ※手術費用は入院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。
(2)通院保険金	ペットが通院した際の1日ごとの通院治療実費について、通院保障限度日額を限度としてお支払いします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院保障限度日数が限度となります。 ※手術費用は通院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。 <u>なお、「通院」とはあくまで「ペット」が実際に動物病院に行って獣医師により治療を受けることを意味します。「ペット」が実際に通院せずにペットの飼い主のみが通院した場合や薬品の処方や郵送等により受けるものは「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりませんのでご注意ください。</u> <u>また、動物病院以外の機関において受ける処置や用品の購入、レンタル行為も「通院」には該当せず、通院保険金の対象とはなりません。</u>
(3)手術保険金	ペットが手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、手術保険金額を限度にお支払いします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。 ※ガンにかかわる手術は、手術保険金の保障対象外です。 ※切創の縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ（ボルトを含みます。）・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術には含まれず、これらは入院保険金または通院保険金の保障対象となります。
(4)ガン手術保険金	ペットがガンの手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いします。ガン手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、手術保険金も保障対象となっている場合は、手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。
(5)葬祭保険金	ペットが死亡したときの火葬、埋葬、供養の為の供具購入費などの実費を、葬祭保険金額を限度にお支払いします。
(6)高度後遺障害保険金	ペットが障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨（前足）または中足骨（後足）より心臓に近い部分から欠損し、高度後遺障害が確定した日から90日以内かつ保険期間内に、ペット用車椅子などの移動補助器具を購入した場合、その購入実費を、高度後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
(7)診断書費用保険金	被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するに当たり提出された診断書等を作成する費用を、診断書費用保険金額を限度にお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通算して診断書費用保険金額を限度とします。

＜入院保険金のお支払い方法＞

(例) グリーンプランⅡ(犬・猫)入院3日間の場合



3. 保険期間について

この保険の保険期間は、1年間となっています。

4. 更新契約について

- 弊社は、この保険契約を更新する場合、満期日の2ヶ月前までに更新通知書を契約者に送付します。更新通知書に対し、契約者から満期日の1ヶ月前までに特段の意思表示がなされない場合、弊社は、契約者がその記載内容で更新する旨の意思表示をなされたものとして更新手続きをいたします。

※更新契約から、ご契約プランを変更される場合は、満期日の1ヶ月前までに、プラン変更申込書兼告知書により、プラン変更のお申込みが必要です。その際、改めて健康状態の告知書と健康診断書を必要とする場合がございます。告知内容や健康診断の結果によりましては、プラン変更をお引受けできない場合がございます。

※更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特則」を適用する場合があります。

5. 引受条件（ご契約金額等）

(1) 保険金額の設定について

ペットの病気・ケガに対し、日本国内の動物病院で治療費をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで補償します。

(例) グリーンプランⅡの場合(犬・猫)

	入院	通院	手術	ガン手術	葬祭	高度後遺障害	診断書
保障限度額	1日あたり 12,000円	1日あたり 6,000円	1回あたり 90,000円	1回あたり 150,000円	30,000円	50,000円	年間 10,000円
年間の 限度日数 (回数)	60日	60日	2回	—	—	—	—

- 入院日数は、1泊2日以上が対象となります。入院日数のカウント方法は、例えば、3泊4日の場合（4日分の入院治療費が発生している場合）であれば、入院4日となります。

- 入院中に手術を受けた場合は、入院日それぞれの日の治療実費と手術実費を限度額までお支払いします。例えば、3泊4日の入院中に手術を1回した場合は、入院4日間それぞれの日の治療費と手術1回の手術費の実費を保障限度額までお支払いいたします。

(2) 保険金額の限度について

法令により、お一人の被保険者が弊社にご契約いただける保険金額(年間最高保障額)の合計は1,000万円が限度となります。

※保険金の削減については、注意喚起情報8をご覧ください。

6. ご契約いただけるペットと年齢

(1) 犬・猫の場合

- ①新規契約でご加入いただける年齢(ご契約時点での年齢)は、犬(小型、中型、大型)・猫ともに生後60日以上満9歳未満となります。新規契約年齢が満8歳以上の場合は、当社指定の健康診断用紙又は、指定の診断項目を以て健康診断を受診していただきます。

- ②更新契約でお引き受けできる年齢
犬・猫共に終身契約更新が可能です。ただし、更新契約の責任開始日に下記の表の年齢となる場合は、シニア専用更新プラン(保障内容、保険料が変わります。)での更新契約となります。
※シニア専用更新プランの際は、自動的な更新ではなくシニア専用更新申込書の記入が必要となります。また、シニア専用更新契約の場合、お引受プランが限定される場合があります。

シニア専用更新プラン対象年齢

犬	小型犬・中型犬	満15歳以上
	大型犬	満12歳以上
猫	満13歳以上	

(2) 小動物・鳥類・爬虫類の場合

ご契約日・責任開始日と年齢の関係：新規契約の場合の「ご契約日と年齢」の関係、更新契約の場合の「責任開始日と年齢」の関係は、犬・猫の場合に準じます。

①小動物

新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から下記の年齢までとなります。

うさぎ	フェレット	チンチラ	ハリネズミ	リス	モモンガ	モルモット	ハムスター
満11歳未満	満5歳未満		満4歳未満			満3歳未満	満2歳未満

②鳥類・爬虫類

新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から下記の年齢までとなります。

オウム	ヨウム	フンチョウ	サイチョウ	カナリア	インコ	ジュシマツ	カメ	イグアナ
満20歳未満		満9歳未満			満5歳未満	満15歳未満	満10歳未満	

7. ご契約に際し特則を適用させていただく場合

新規・更新契約にあたり、下記の特則を適用する事を契約条件とさせていただきます場合があります。

(1) 特定疾病不担保特則

- ①新規契約の際、告知書（一定年齢以上の犬や猫の場合は健康診断書を含みます。）に基づき、「特定疾病不担保特則」を適用することを契約条件とさせていただきます場合があります。
- ②更新契約の際、病歴などにより、「特定疾病不担保特則」を適用することを更新契約条件とさせていただきます場合があります。
- ③保険証券に「特定疾病不担保特則」が適用される旨の記載があるときは、以下の場合保障対象外となります。
- イ、ペットが不担保期間内に不担保疾病の治療を目的として治療を受けたとき
- ロ、不担保期間内に発症した不担保疾病により不担保期間経過後に治療を受けたとき。

(2) 特定保険金不担保特則

- ①高度後遺障害保険金をお支払いした保険契約を更新して引き受ける際は、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則を適用して更新契約を引き受けます。
- ②保険証券に、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則が適用される旨記載がある場合は、高度後遺障害保険金は保障の対象外となります。

【ご注意】

不担保特則適用の場合は、弊社より不担保特則同意書を発送いたします。同意書のご返送がない場合は、新規契約・更新契約をお引き受けできませんのでご注意ください。

8. 特約について

【保険証券および更新証不発行特約】

この商品には、保険証券および更新証不発行特約がついております。この特約は、ご契約の際に保険証券および更新証の発行をしないことについて合意を得た場合は、保険証券および更新証の発行が省略されます。ただし、ご契約後、契約者から保険証券および更新証発行のお申し出があった場合は、弊社で発行いたします。
※ペット保険普通保険約款については、弊社のホームページでご覧いただけます。

9. 保険料の割引について

(1) 多頭割引について

- ①多頭割引は、次のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。
- イ、同一の契約者が複数の犬または猫をご契約された場合
- ロ、保険期間が1年以上のご契約を申込まれた場合
- ハ、すべてのご契約の保険料の決済方法および払込方法が同一の場合
- ※決済方法とは、保険料の支払い方法が「口座振替」または「クレジットカード」
- ※払込方法とは、保険料の払込方法が「年払い」または「月払い」

②割引率(下表のとおり)

頭数	割引率
2～3頭	5 %
4頭以上	8 %

③多頭割引の適用方法 ※適用条件に当てはまる場合

- 例1. 犬2頭が同時に加入した場合
2頭とも、割引率5%を適用します。
- 例2. はじめに犬1頭加入し、その2ヶ月後に猫が加入した場合
イ、2ヶ月後に加入した猫については、割引率5%を適用いたします。
ロ、最初の犬は、更新契約から割引率5%を適用いたします。

(2) 福祉割引について

- ①福祉割引は、次のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。
- イ、被保険者または被保険者と生計を同一にするご親族に「身体障害者手帳」「療育手帳」または「精神障害者福祉手帳」をお持ちの方がいらっしゃる場合
- ロ、保険期間が1年以上のご契約の場合
- ハ、「身体障害者手帳」「療育手帳」または「精神障害者福祉手帳」のコピー（写し）をご提出頂ける場合
- ※上記コピーを提出される際は、障害名、障害等級、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の箇所の黒塗りをお願いいたします。

②割引率 5%

(3) インターネット契約割引について（犬・猫のみ）

- ①インターネット契約割引は、インターネット上で弊社と新規契約が成立した場合、適用されます。
※提供は初年度契約のみ適用され、更新契約にはインターネット契約割引は適用されません。

②割引率 3%

※インターネット契約割引の詳細は当社ホームページをご覧ください。

【ご注意】

インターネット契約の場合は、多頭割引・福祉割引と併用はできません。

※保険料の増額については、注意喚起情報8をご覧ください。

10. 引き受けの通知について

告知書に基づいた審査および引き受けできる保険金額の限度を確認したうえで、引き受けを承諾できない場合、責任開始日（保障開始日）までに弊社または取扱代理店より通知いたします。

11. 保険料のお支払い方法・払込方法について

保険料のお支払い方法は、口座振替かクレジットカードでのお支払いとなります。現金はお取扱いしておりません。

【ご注意】

保険料払込日以前に保険金請求があった場合、保険金のお支払いは保険料の払込を確認した後になります。

12. 配当金について

この保険は、配当金はありません。

13. 解約返戻金(契約者が保険契約を解約する場合)について

解約返戻金は、すでに領収した保険料から既経過期間に対してペット保険普通保険約款記載の解約率表によって計算した既経過保険料を差し引き、その残額を返戻します。

解約率表

年払契約の場合

既経過期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄
控除係数	25%	35%	45%	55%	65%	70%
既経過期間	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
控除係数	75%	80%	85%	90%	95%	100%

既経過期間の計算において端数日は切り上げ1ヶ月とします。

※ 解約返戻金がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際には十分ご確認ください。

※ ペットが死亡したときは、保険契約は終了しますが、葬祭保険金をお支払いしている場合は保険料は返戻いたしません。

注意喚起情報

(ご契約の際にご注意いただきたい事項を記載しています)

この注意喚起情報は、契約者・被保険者にとって不利益となる可能性がある情報など、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ず内容をご確認のうえお申込みいただき、ご契約後も大切に保管していただきますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、代理店または弊社プリズムコールまでお問い合わせください。

1. クーリングオフのご説明 (契約申込みの撤回等について)

「契約者が個人」の場合には、ご契約のお申込み後であっても次の通りご契約のお申込みの撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

(1) クーリングオフのお申し出ができる期間

契約者をご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフのお申し出ができます。

(2) クーリングオフのお申し出の方法

上記(1)の期間内(8日以内の消印有効)に弊社本社に必ず郵便(はがき又は封書)でご通知ください。また、保険証券がお手元に届いている場合は、保険証券もご返送ください。

※契約を取り扱った代理店は、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※既に保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

〈本社宛先〉〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1-1
仙台銀行ビル7階

SBIプリズム少額短期保険株式会社
クーリングオフ受付係宛

〈記載いただく事項〉

- ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ご契約者の住所、氏名(ご捺印)、電話番号
- ご契約を申し込まれた日
- ご契約を申し込まれた保険内容(ご加入プラン、ペット名、取扱代理店、保険料の払込方法)

(3) 払い込まれた保険料の返還

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでに払い込まれた保険料をすみやかにお客様の銀行口座にお返しします。なお、弊社およびご契約いただいた代理店は、契約者にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(4) クーリングオフのお申し出ができないご契約

法人または社団・財団等が締結したご契約および生体販売店が生体に付帯したご契約は、クーリングオフのお申し出ができません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結の際の告知義務

契約者(被保険者)には、保険契約締結の際に保険契約に関する重要な事項を弊社に告知していただく義務があります。具体的には、申込書の記載事項および告知書の質問事項に対してありのままに記載・回答していただければ結構です。この記載事項や回答内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただく場合や、保険金をお支払いできない場合があります。特に、他の保険会社等とのペット保険契約の有無やペットの健康告知について記載される際は、十分ご注意ください。

(2) 契約締結後の通知義務

契約者には、保険契約締結後に次の事実が生じたときは、弊社に通知していただく義務があります。この通知をしていただかないときは、弊社からの通知が契約者に届かない場合(下記①の場合)や保険契約の譲渡ができない場合(下記②の場合)があります。

- ①契約者が住所を変更したとき ②ペットを譲渡したとき
イ. ペットを譲渡した場合、保険契約はペットを譲渡した日に失効します。
ロ. ただし、ペットを譲渡した日から30日以内に弊社に通知をいただければ、保険契約をペットの譲受人に移転することができます。

3. 責任開始日(保障開始日)について

- (1) 保険契約申込書、告知書、保険料の決済方法(お支払い方法)、体毛など、保険の申し込みに必要な書類(内容が完備した書類をいいます。)すべてが弊社に届いた日から16日目の午前0時に弊社の保険責任が開始します。

(例) 4月10日:書類一式受付日 4月25日:責任開始日
15日間 4月25日から弊社の保険責任(保障)が開始します

(2) ガンの待機期間について

新規のご契約の場合、ガンは保障開始日から45日間の待機期間がございます。

※更新契約の場合はガンの待機期間の適用はありません。

4. 保険金のお支払いができない主な場合

この保険では、以下の場合、保険金をお支払いすることができません。なお、主なものを記載していますが、詳細は、ペット保険普通保険約款でご確認ください。

- (1) 責任開始日(保障開始日)より前に被った障害
- (2) 海外で被った障害
- (3) 保険契約者、被保険者等の故意・重過失
- (4) 狂犬病および狂犬病に起因する場合
- (5) 責任開始日から遡り過去13ヶ月以内に予防接種ワクチンの接種を受けていないことに起因して障害が発生した場合(犬、猫、フェレットの場合)。
- (6) 先天性の障害またはこれらに起因する場合
- (7) 先天性または後天性にかかわらず次に記載する障害
鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、停留睪丸、チェリーアイ、気管虚脱、猫免疫不全ウィルス感染症
- (8) フィラリア感染症およびフィラリア感染症に起因する場合
- (9) 競技等に参加またはそれらの訓練に起因する場合
- (10) 繁殖行為に起因する場合
- (11) 地震、噴火、津波、台風、洪水に起因する場合
- (12) 妊娠、出産、早産、流産、帝王切開の症例処置または予防措置費用
- (13) 歯削(歯切)および歯石除去並びに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の歯に係る一切の歯科医療措置
- (14) ノミ、ダニの予防措置費用
- (15) 健康体に施す予防措置費用
- (16) 健康体を実施する健康診断・検査費用(体調不良等の症状があり、診断名を特定するための検査費用はお支払いいたします。)
※ただし結果として異常が認められなかった場合、その検査の費用は一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (17) フード(療養食、健康食品、サプリメントを含みます)の購入費
※用途を問わず一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (18) シャンプー、トリミング用品等の購入費
※病院で処方されるシャンプー(リンス、コンディショナー、スクラブ等のシャンプーに准ずるもの全てを含みます)の一切が保障の対象外となりますのでご注意ください。
- (19) 東洋医学(漢方、鍼灸等)、インド医学、免疫療法、温泉療法等の代替医療または減感作療法の費用
- (20) 断耳、断尾、膺ヘルニア等の美容整形を目的とする手術または処置
- (21) 保険料が正常に支払われていない場合 など

5. 新規契約の初回分保険料の収納について

(1) 口座振替の場合

①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

②毎月16日～末日に責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌々月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

(2) クレジットカードの場合

①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の当月に1か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

②毎月16日～末日に責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

6. 保険料の払込猶予期間、契約の失効について

(1) 払込猶予期間

① 口座振替の場合

下表の口座振替日に保険料の振替がなされなかった場合は、口座振替日の属する月の翌月の口座振替日までには必ず払い込んでください。

責任開始日(保障開始日)	口座振替日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	翌月の27日	口座振替日の属する月の翌月の口座振替日
毎月16日～末日の場合	翌々月の27日	

※月払契約の2回目以降の口座振替日は、上記の表の口座振替日の翌月以降の応答日となります。

※口座振替日に振替がなされなかったときは、弊社から契約者に書面にてご連絡いたします。

②クレジットカードの場合

下表のオーソリ日に保険料のオーソリ(※)がなされなかった場合は、オーソリ日が属する月の翌月のオーソリ日までには必ず払い込んでください。

責任開始日(保障開始日)	オーソリ日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	当月の20日	オーソリ日が属する月の
毎月16日～末日の場合	翌月の20日	翌月のオーソリ日

※「オーソリ」とは、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

※月払契約の2回目以降のオーソリ日は、上記の表のオーソリ日の翌月以降の応答日となります。

※オーソリ日にオーソリがなされなかったときは、弊社から契約者に書面にてご連絡いたします。

(2) 保険契約の失効

〈保険料の払込みが滞った場合〉

Q：保険料の払込みが滞った場合、保険契約はどうなりますか。

A：例えば、月払いの場合は、翌月の保険料お支払日に、滞った保険料と当月分の保険料を併せてご請求をさせていただきます。その際、再度滞った場合保険契約は失効いたします(保険の効力が失われます。)*ので、保険料のお支払いには、十分にご注意ください。

払込猶予期間内に保険料の払込みがなされないときは、保険契約は次の通り失効します。

①年払契約または一括払契約の場合
責任開始日に遡り失効します。

②月払契約の場合

保険料の払い込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日(責任開始日の応答日)に遡り失効します。

※失効日以降の入院・通院等は、保障対象外となります。

【ご注意】

当社は、保険料のお振り替え、オーソリがなされなかった場合、保険料の振込、払込票でのご入金を取り扱っておりません。

更新契約の際にご登録のクレジットカード情報の有効期限が経過している場合は、改めてクレジットカード情報のご提出が必要となります。

7. 重複保険契約について

この保険契約と全部または一部について支払責任を同一とする他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約があり、保険金のお支払い対象となる期間が重複した場合、以下のとおり算出された額を保険金としてお支払いします。

①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額。

②他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、被保険者の負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

8. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険期間中の保険料の増額又は保険金額の削減等

保険期間中に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額や保険金の削減を行うことがあります。

(2) 更新契約の取扱い

①保険契約を更新する際に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

②保険契約を更新する際に、保険金支払いの増加によって保険契約が不採算となり、保険契約の更新が困難であると認められる場合は、更新契約を引き受けしないことがあります。

(3) 弊社が引き受けられる保険契約

①保険期間は2年以内です。

②保険金額はお一人の被保険者について1,000万円までです。(この保険契約を締結することによって、合計保険金額が1,000万円を超えたときは、この保険契約は無効となります。)

③一保険契約者についてお引き受けできる保険契約の保険金額は10億円までです。

9. 保険会社破綻時のお取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当いたしません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もございません。

10. 契約者・被保険者の個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

個人情報は以下の業務並びに付随する業務の遂行を目的として利用致します。また個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用いたします。開示対象個人情報についても、以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の申し込みに関する引受の審査、契約の履行および保全管理に関する業務を遂行すること
- ②適正な保険金の支払に関する業務を遂行すること
- ③上記①および②に付帯する必要業務を遂行すること
- ④弊社が有する債権の管理および回収の業務を遂行すること
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関する業務を遂行すること
- ⑥保険商品等の弊社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理に関する業務を遂行すること
- ⑦弊社または弊社の提携先の各種商品やサービスをご案内すること
- ⑧弊社が主催する各種イベント、キャンペーン、セミナー等の案内に関する各種情報を提供すること
- ⑨弊社が提供する商品およびサービスに関して、アンケートによる調査を行うこと
- ⑩通話録音による個人情報について、お客様のご依頼やお問合わせ内容を正確に社内伝達すること、および顧客サービスの品質を評価するためのデータとすること
- ⑪お問合わせまたは各種請求に対して回答すること

(2) 機微な個人情報の取扱いについて

思想、本籍地及び差別要因となる事項等は機微な個人情報として以下の例外事項を除き、取得、利用及び第三者提供を行いません。

- ①相続手続きに係る保険契約の権利義務の移転等の遂行が必要である場合。
 - ②保険業の適切な業務運営を確保する必要がある場合で、かつお客様の同意を得た場合。
 - ③その他、『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』に規定される例外事項が適用される場合。
- ### (3) 個人情報の提供について
- 個人情報は以下の例外事項を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供いたしません。
- ①法令に基づく指示を受けて個人情報を提供する場合がある場合。
 - ②保険契約に基づくお客様の利益に影響が想定され、緊急に動物医療機関等へ個人情報を提供する場合がある場合。
 - ③再保険契約を締結するために、原契約に含まれる個人情報を再保険会社へ提供する場合がある場合。
 - ④保険制度の健全かつ公平な運営の確保及び保険金等の不正請求の防止を目的として、保険業に関連する企業、団体又は協会等との間で個人情報を協同して利用する場合。
- ### (4) 業務委託について

弊社は保険契約の募集に係る業務の保険代理店への委託など、個人情報の取扱いを含む業務を第三者へ委託いたします。

上記の他、弊社の個人情報の取扱いに関する詳細は当社ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

11. 少額短期ほけん相談室のご案内

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情につきましては、解決に向けて、真摯な対応に努める所存でございます。

弊社に関する苦情等のご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2F

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

受付時間 9時～12時、13時～17時

受付日 月曜日～金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

12. 支払時情報交換制度

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

◆ご相談・ご連絡(事故のご連絡も承ります)の窓口は下記のとおりです。

SBIプリズム少額短期保険株式会社

サンキュー ワンニャンワンニャン

プリズムコール® 0120-39-1212

東京本社 〒113-8474 東京都文京区本郷1-19-6 太平ビル本館

仙台北社 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1-1 仙台銀行ビル7階

大阪支店 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4-12-12 大阪太平ビル